

第1章 計画の策定にあたって

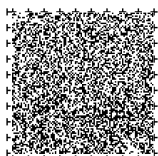
1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」(平成7年度～16年度)、「岐阜県障害者支援プラン」(平成17年度～21年度)、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」(平成22年度～26年度)、「岐阜県障がい者総合支援プラン」(平成27年度～29年度)、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」(平成30年度～令和2年度)、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」(令和3年度～令和5年度)を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」及び「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に取り組むことが規定されています。

さらには、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)」の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)」の施行のほか、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツに親しめる環境づくりや、令和6年10月から11月に開催される「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催に向けた、障がいの有無などに関わらず誰もが文化芸術に親しむことができる文化芸術活動の取組みなど、社会参加を推進する取組みの強化が図られています。

近年では、令和3年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行のほか、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の施行及び令和6年4月に施行される改正障害者差別解

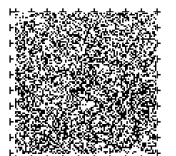


消法の施行などにより、共生社会の実現に向けた障がい者施策の更なる取組みが進められています。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

- (1) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」等として策定するものであり、今後3年間における県全体の障がい者施策の基本的方向性ととも、障害福祉サービス等の見込み量並びにその確保に向けた方針等を示しています。
- (2) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画として定めるものです。
- (3) 「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」のほか、読書バリアフリー法第8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としての性格も併せ持ちます。



(4) これらの計画は、県政運営の指針である「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（令和5年度～9年度）」の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める各種計画との整合、さらには、SDGsの達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。



(出典：国際連合広報センターホームページ)

3 計画の期間

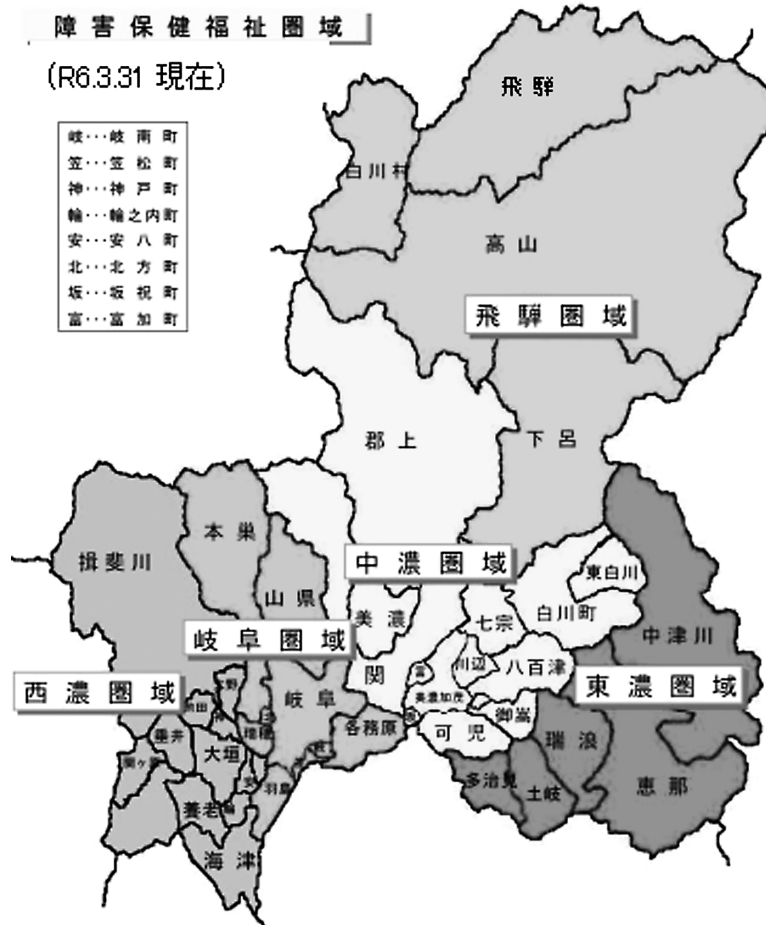
この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスについては、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要です。しかしながら、市町村によっては対象となる障がい者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要になるといったことから、複数の市町村による広域的な取組みも必要です。

そこで、県内に下記の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としています。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

5 計画の推進

(1) 役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力・連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に取り組む必要があります。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本とする必要があります。

一方で、障がいのある人等も、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるとともに、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努める必要があります。

(2) 施策の推進体制

- ①県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ②施策の推進に当たっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等に当たっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。